



所得税と市・県民税 申告の準備はお早めに

～所得税の還付申告を受け付けます～

今年の確定申告期間は2月16日（火）～3月15日（月）です。この期間の前に、所得税が還付される人を対象とした申告の受け付けを行います。対象となる人は利用してください。
会場は混雑することが予想されます。申告書はできるだけご自身で作成・提出しましょう。
なお、確定申告については2月1日号でご案内します。

還付申告の受付期間と場所

期間 2月8日（月）～15日（月）の午前9時～午後4時（土・日曜日、祝日を除く）

場所 総合会館（市役所向かい）5階大ホール

還付申告の対象者

- 給与所得者で、医療費控除や寄附金控除などを受けることができる人
- 給与所得者や公的年金受給者で、源泉徴収された所得税額について、納めすぎとなる人
- 給与所得者で、年の途中で退職したため、年末調整を受けていない人など

還付申告に必要な書類

必要なもの

- 給与や公的年金の源泉徴収票（原本以外は不可）
- 印鑑（スタンプ印でないもの）
- 振り込み先の口座番号が分かるもの（本人の口座）



各種控除を受けるために必要な書類（該当する控除の必要書類をお持ちください）

●社会保険料控除

- 国民年金保険料…支払証明書
- 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料…「納付済額のお知らせ」など、金額の分かるもの（公的年金から天引きされた分は、公的年金の源泉徴収票）

●生命保険料控除…生命保険料または個人年金保険料の支払証明書

●地震保険料控除…地震保険料の支払証明書

●障害者控除…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、要介護認定を受けている人は、市いきいき長寿課が発行する「障害者控除対象者認定書」

●医療費控除

- ①医療費の領収書
- ②医療費の明細書（医療費の合計金額を人・病院ごとに集計し、合計を出したもの）
※用紙は市税務課の窓口、または国税庁のホームページから入手できます。任意の様式でも可。
- ③健康保険や生命保険などから医療費に対して給付を受けている場合は、その金額の分かるもの
- ④6カ月以上寝たきりの状態でおむつの使用が必要と認められる場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」

※④の控除を受けることが2回目以降で、介護保険の要介護認定を受けている人は、市いきいき長寿課が発行する「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」（無料）を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

所得税の確定申告

自宅のパソコンでも申告書が作成できます

ここでは、国税庁のホームページや電子申告（e-Tax）を利用して申告書を作成・提出する方法を紹介します。

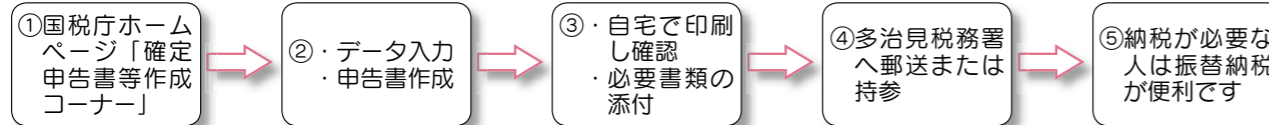
作成・提出方法

- 国税庁のホームページで作成し、郵送などで提出する
- 電子申告（e-Tax）で申告書を作成し、電子データを送信することで申告書を提出する
※自宅にパソコンがない場合は、市税務課や税務署で申告書を入力し、作成して税務署へ郵送する方法もあります。

① 国税庁ホームページを利用する (<http://www.nta.go.jp/>)

👉 ここがポイント

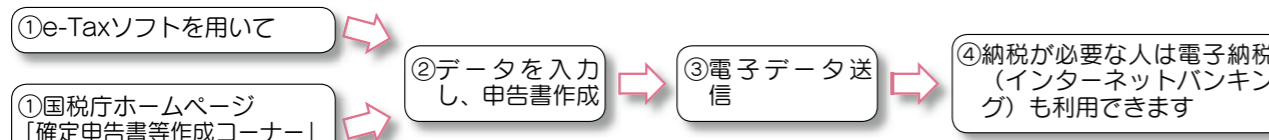
- 指示や説明どおりに入力すれば、簡単に申告書が作成できます
※右の画面は平成20年分の申告画面です。平成21年分の申告書を作成できるのは22年1月18日（月）午前8時30分からの予定です。また、画面が異なる場合があります。



② 電子申告(e-Tax)を利用する

👉 ここがポイント

- 提出も電子データで送信できます
- e-Taxを利用してご自身の申告を期間中【3月15日（月）まで】に提出すると、所得税の額から5千円（所得税額が5千円未満の場合は所得税額）控除されます
※初めてこの控除を受ける人のみ適用されます。



ご注意ください

- 電子申告（e-Tax）を利用して申告書を提出するためには、電子証明書の取得とICカードリーダーが必要で、電子証明書は、市が発行する住民基本台帳カード（以下「住基カード」）に格納します。
- 手数料は住基カード発行が500円、電子証明書が500円です。
- なお、住基カードの発行については、1日当たりの発行枚数に限りがあり、時間がかかりますので、早めの取得をお願いします。
- 住基カードの交付については、市民課にお問い合わせください。
- 「確定申告作成コーナー」のお問い合わせは☎0570-039157、「e-Tax」のお問い合わせは☎0570-015901へお願いします。

還付申告Q&A



Q. 医療費控除はどんな場合に受けられる？

- A. 平成21年中に申告者本人や生計を一にする家族の医療費を支払い、その合計金額から健康保険や生命保険で補てんされた金額を差し引いた額が10万円または総所得金額の5パーセントのいずれか少ない額を超えた場合に、医療費控除として所得から差し引くことができます。この控除額に税率をかけたものが所得税の軽減額となります。

(例) 総所得300万円の人が、年間に医療費を15万円支払い、3万円が保険から補てんされた場合

$$\left(\begin{array}{c} \mathbf{15万円} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{c} \mathbf{3万円} \\ \text{補てん金額} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \mathbf{10万円} \\ \text{または所得} \\ \text{の5パーセント} \end{array} = \begin{array}{c} \mathbf{2万円} \\ \text{医療費控除額} \end{array}$$

※医療費控除が2万円で税率が5パーセントの場合、所得税は1,000円軽減されます。

Q. 控除の対象となる医療費はどんなもの？

対象になるもの	対象にならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師による診療費 ・治療するために購入した医薬品代 ・病院・診療所などの入院（入所）費用 ・マッサージ師、柔道整復師などによる治療のための施術費 ・介護保険に基づいて提供された一定の施設・居宅サービス費 ※領収書に記載されている医療費控除対象金額が対象です。 ・通院のために支払った公共交通機関の運賃など 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種 ・人間ドックなど、健康診断のための費用 ・美容整形の費用 ・疾病予防や健康増進のために購入した医薬品・健康食品代 ・日常生活の用を足すために購入した眼鏡や補聴器などの費用 ・通院するための自家用車のガソリン代や有料道路代金など

Q. 自分で確定申告書を作成するのは難しいですか？

- A. パソコンを使えない人は、市税務課や税務署などで入手できる「確定申告書の手引」を参考に、ご自身で作成してください。パソコンが使える人は、5ページで紹介する作成・提出方法を利用してください。作成した申告書は、郵送や申告会場で提出できます。

Q. 住宅借入金等特別控除（所得税の住宅ローン控除）を受けるには？

- A. 住宅ローン（返済期間が10年以上で、分割して返済するもの）などを利用して、一定要件を満たす住宅を新築、取得、増改築をした人が対象です。①住民票の写し②登記事項証明書③年末残高証明書④工事請負契約書のコピー⑤源泉徴収票を準備し、多治見税務署の申告会場（セラミックパークMINO）で申告を行ってください。増改築の場合は別途書類が必要です。2年目以降の人は、市の会場でも申告できます。
※また、この控除とは別に、平成21年から住宅ローンを利用していない場合でも控除を受ける制度ができました。制度の詳細は多治見税務署にお問い合わせください。

多治見税務署からのお知らせ

多治見税務署が設置する平成21年分の確定申告会場は、昨年に引き続き「セラミックパークMINO（多治見市東町4-2-5）」です。



開設期間 2月12日(金)～3月15日(月) 土・日は除く

時間 午前9時～午後5時

※JR多治見駅からセラパークバスが運行されています(所要時間約15分・月曜日は運休)。

※申告書の提出のみの場合は多治見税務署(〒507-8706 多治見市音羽町1-35)でも受け付けます。郵送も可。



税理士による無料税務相談所を開設

場所 セラミックパークMINO

期間 2月16日(火)～3月8日(月)

時間 午前9時30分～午後4時(正午から1時間は不可)

対象者 平成21年分の消費税の基準期間(19年分)の課税売上高が3,000万円以下で、平成20年分の所得金額が300万円以下の人

※詳しくは多治見税務署にお問い合わせください。

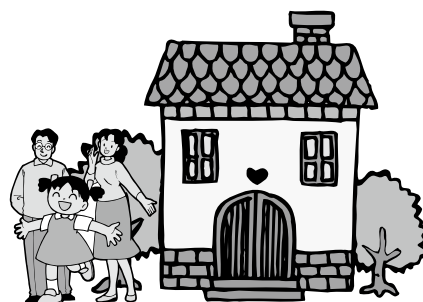
問合せ 多治見税務署 ☎0572@0101 ※自動音声により、案内します。

～「市・県民税の住宅借入金等特別税額控除」について～

平成21～25年に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けた人で、その金額に控除しきれない金額がある場合、その金額を翌年度の市・県民税の所得割額から控除する制度が新たにできました。控除金額の上限は、「所得税の課税総所得、課税山林所得、課税退職所得の合計金額の5パーセント」または97,500円のいずれか少ない額です。初年度は確定申告をする必要があります。

また、平成11～18年に居住を開始し、所得税の住宅ローン控除を受けていて、市・県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象となる人については、平成22年度からは申告書の提出が不要となりました(給与支払報告書や確定申告書で確認します)。

※平成19～20年に居住の人は、控除の対象になりません。



問合せ 市税務課